

## カジノ賭博合法化法案の審議入りに反対し廃案を求める声明

2016年10月21日

全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会

代表 新里 宏 二

カジノ賭博合法化法案（以下、「本法案」という。）は、2013年12月に国会に提出され、いったん廃案になった後、昨年4月に再提出されたが、わずか一日審議されたのみで、その後審議されないまま、今日にいたっている。

この間、我が国の成人人口の約5%もの人が病的賭博を疑われるという調査結果が公表されるなどしたほか、マネーロンダリング、反社会的集団の暗躍、犯罪の増加、教育環境や風俗環境の悪化等、カジノ賭博合法化によって当然に予想される問題に対する人々の懸念は解消されず、一方で、カジノ賭博合法化の理由とされた年間来日外国人数2000万人という目標は達成の見込みであるし、期待されていた地域経済の活性化についてもカジノ賭博場の設置がむしろ地域衰退の契機になるものであって、カジノ賭博合法化推進論者が描くバラ色の未来は存在しないということが明らかになってきた。

世論調査では、カジノ賭博合法化に反対する人々の数は賛成を圧倒しており、また、新聞各紙も、カジノ賭博合法化について反対、あるいは、慎重にとの社説を掲げるにいたっている。

カジノ議連の勢力からすれば成立必至であった本法案が、今にいたるまで店晒しにされてきたのは、人々がこれを求めておらず、また、人々の懸念に解消されなかったからにほかならない。

厳格なカジノ賭博規制を実施しているといわれるシンガポールにおい

てさえ、病的賭博者は一定数発生し続けているし、また、そもそも人口や国情が決定的に異なるシンガポールのモデルを我が国に適用して効果をあげられるとは考えられない。

一方、パチンコ賭博や公営ギャンブルにはまり込んで抜けることができなくなった問題ギャンブラーやその家族たち（以下、単に「問題ギャンブラー」という。）が抱えている問題は、財産、仕事、家族、友人等の喪失、場合によっては死にいたるという深刻極まるものであることも明らかになってきた。ギャンブルが存在する以上問題ギャンブラーの発生が避けられないとすれば、問題ギャンブラーに生じている問題は、まさに「ギャンブル被害」であり、消費者被害の一種であるといわなければならない、これに対して対策をとることは社会の責任である。

私たちは、「ギャンブル大国」に生きている。そして、「ギャンブル大国」には、おおぜいの「ギャンブル被害者」が存在する。私たちのなすべきことは、これら「ギャンブル被害者」の回復の支援であり、また、新たな「ギャンブル被害者」を生じないための取組みである。具体的には、カジノ賭博合法化とは無関係に、問題ギャンブラーを支援する諸施策を即時実施し、同時に、現在存在するパチンコ賭博や公営ギャンブルのあり方を抜本的に見直す必要がある。また、これまでギャンブルになじみのなかった人々をギャンブル場に誘引し、新たな「ギャンブル被害者」を生じさせるカジノ賭博合法化には断固反対しなければならない。

当会は、以上のような理由から、これまでも繰返し、本法案の廃案を訴えてきたものであるが、今般本法案が審議入りする可能性が報じられたことに際し、あらためて本法案の審議入りに反対し、国会は速やかにこれを廃案にすべきであることを訴えるものである。

以上